

京都市告示第 9 号

京都市子ども保健医療相談・事故防止センター条例第4条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市子ども保健医療相談・事故防止センターを臨時に休所します。

令和5年4月5日

京都市長 門川 大作

臨時休所する日 令和5年4月15日（土）

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）